令和８年度　保存版

公立保育所のしおり

（ 重要事項説明書 ）

狭山市立新狭山保育所

児　　童　　憲　　章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1．すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

2．すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3．すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。

4．すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

5．すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

6．すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

7．すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

8．すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

9．すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。

10．すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱から守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

11．すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12．すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

《　保 育 所 と は　》

仕事や病気のために家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりして保育することが目的です。

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成30年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

そして、日々子どもが健康で安全に生活し、楽しく伸び伸びと遊び、心豊かに成長できるよう環境を整えて保育にあたっています。

これは子どもが、ひとりの人間として自ら成長し発達していくための大切な時期を家庭と保育所が協調し育てていくことを基本としています。

地域の子どもたちも一緒に育ちあう子育て支援・援助も行います。

《　子どもを育てる主体は保護者です　》

大切なお子さんをお預かりして、保育していく上で保育者と保護者がお互いの立場を理解し、信頼し合いながらよりよい子育てをしていきましょう。

乳幼児期は、一生の心づくり体づくりの基礎になる時期です。あたたかい親子関係をもとに子どもの心は育ちます。子どもとの触れ合いを何よりも大切に日々を過ごしましょう。

狭山市立新狭山保育所　重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

事業者の名称	狭山市
所　在　地	埼玉県狭山市入間川１丁目２３番５号
電話・ＦＡＸ	電　話　　０４―２９５３―１１１１（代表）
	ＦＡＸ　　０４―２９５４―６２６２
代表者氏名	狭山市長　小谷野　剛

２　施設の概要

種　　別	認可保育所						
名　　称	狭山市立新狭山保育所						
所　在　地	埼玉県狭山市東三ツ木３００番地１						
電話・ＦＡＸ	０４―２９５４－２３００・ＦＡＸ同じ						
施設長氏名	所　長　　相田　志津子						
開設年月日	昭和４８年6月１日						
利用定員（年齢別）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	ひよこ組	ことり組	りす組	うさぎ組	きりん組	ぞう組	
	３人	８人	１０人	１８人	１８人	１８人	７５人
取扱う保育事業	時間外保育						

３　施設・設備の概要

敷地面積			１２７．３６㎡
園　舎	構　造	RC造　２階建て	
	延床面積		５２０．３４㎡
施設設備の数と面積	乳児室	１室	５８．５０㎡
	ほふく室	１室	１２．０９㎡
	保育室	３室	１４３．０８㎡
	遊戯室	１室	７９．４３㎡
	幼児トイレ	１２個	１８．８９㎡
	調理室	１室	２１．６０㎡
	事務室	１室	２３．３３㎡
	休憩室	１室	１４．１３㎡
屋外遊戯場（園庭）			７５０．０２㎡

４　園舎平面図

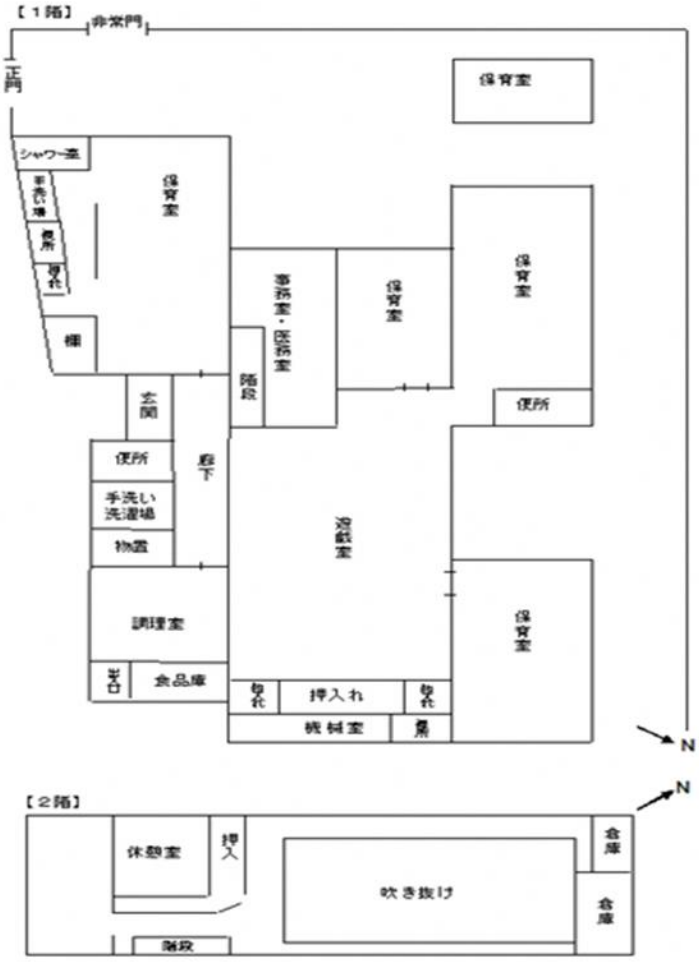
【１階】
非常門
正門
保育室
シャワー室
保育室
保育室
事務室・医務室
保育室
保育室
棚
階段
玄関
便所
便所
廊下
手洗い洗濯場
物置
遊戯室
調理室
保育室
出口
食品庫
押入れ
機械室
N
【２階】
N
休憩室
押入
吹き抜け
倉庫
倉庫
階段

５　職員体制

施　　設　　長	１人　（資格：保育士）
保　　育　　士	２０人　（正規：１６人　・会計年度任用：４人）
パ　ー　ト　保　育　士	９人　（会計年度任用：９人）
調理員（栄養士除く）	委託　３人　（常勤：　１人　・非常勤：　２人）
栄　　養　　士	委託　１人　（常勤：　１人　・非常勤：　０人）
用　　務　　員	委託　３人　（常勤：　０人　・非常勤：　３人）

６　保育・教育を提供する日、及び時間

開　　所　　日	月曜から土曜
休　　所　　日	日曜・祝日・１２月２９日から１月３日 及び、市長が特別に認めた日

月曜日から金曜日	午前７時００分から午後７時００分まで
土　　曜　　日	午前７時３０分から午後６時３０分まで

７　利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退　所　理　由	・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき （退所を含む） ・保護者から退所の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき

８　提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

＜保　育　理　念＞

・共に育とう心豊かに、安心して子育て子育ちができる保育所

＜保　育　方　針＞

・一人一人を大切にする保育所を目指します。
・信頼関係を築き安心できる保育所を目指します。
・様々な人との関わりを大切にし、地域に開かれた保育所を目指します。

＜保　育　目　標＞

・明るく元気な子　　・みんなと遊べる子　　・心の豊かな子

＜保育計画（年間）＞

クラス	ね　ら　い
０歳児	・よく食べよく眠り心地よく過ごす ・自分を受け入れてくれる人との関わりの中で、安心して過ごす
１歳児	・安心できる保育士との関係の中で、よく食べよく遊びよく眠る ・見たり聞いたり触れたりしながら、手足をたくさん動かして遊ぶ
２歳児	・保育士との信頼関係の中で、自分でやろうとする気持ちが芽生え、興味が広がる
３歳児	・基本的生活習慣を身に付けていく ・自分のしたいことや気持ちを、言葉や行動で伝える
４歳児	・保育士や友達とのつながりを広げ、一緒に生活や遊びを楽しむ
５歳児	・自信や意欲を持って一つの目標に向かい、友達と一緒に充実した生活をする
その他 （年間行事）	入園進級式・なつまつり・プレイデー・遠足・クリスマス会 はるまつり・卒園式・一日保育参加　他

＜保育所の一日＞

子どもたちの保育所での生活の流れをご覧ください。年齢によっても、年間の始めと終わりによっても違いがありますが、目安として０歳児、１・２歳児、３・４・５歳児のそれぞれの生活の流れを表であらわしました。

	【０歳児】	【１・２歳児】	【３・４・５歳児】
7:00	時間外保育	時間外保育	時間外保育
	順次登所	順次登所	順次登所
7:30	早朝保育	早朝保育	早朝保育
8:30			
9:00			
	遊び（午前寝）	遊び	遊び
	おやつ	おやつ	
	遊び	遊び	
	昼食・離乳食	昼食	昼食
	昼寝	昼寝	昼寝
１5:00			
	おやつ	おやつ	おやつ
	遊び	遊び	遊び
１6:00			
	順次降所	順次降所	順次降所
１6:30	残留保育	残留保育	残留保育
１8:30			
１9:00	時間外保育	時間外保育	時間外保育

※『早寝・早起き・朝ごはん』を大切にしましょう。<u>１日は、朝ごはんから始まります</u>。
子どもの1日の生活リズムは「食べる・遊ぶ・寝る」ことです。

※ 子どもの年齢、健康状態、家庭状況、保護者の勤務状況などを考慮し、個々の保育時間を確認しています。

９　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

防　火　管　理　者	所 長
消防計画届出年月日	消防署　令和７年６月６日
訓　　練	避難/毎月１回、消火/毎月１回、通報/年２回
防　　災　　設　　備	消火器、誘導灯、火災報知器設置

１０　指定緊急避難場所・指定避難所

保育所近隣の指定緊急避難場所、指定避難所は次のとおりです。

指定緊急避難場所	中原公園
指　定　避　難　所	新狭山小学校

１１　緊急時における対応

＜保育所緊急配信システムついて＞
災害時は、保育所緊急配信メール（一斉送信）にて、子どもの状況・避難場所・保護者の引き取り時間等をお知らせし、安否確認ができます。
震度５弱の揺れが確認されると自動で配信されます。また、緊急状況の他に天候の影響による行事の変更や感染症の情報も配信します。
※メールアドレスに変更があった場合は必ず再登録してください。

＜台風・水害等災害時のガイドラインついて＞
台風・水害等の災害時、各保育所での保育が困難な場合、災害時のガイドラインに沿って、祇園保育所にて保育を行います。（詳しくは別紙参照）

１２　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育所の管理下で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度。
保 険 金 額	負担額　２４０円

１３　苦情相談窓口

・要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談･苦情受付担当者	主　幹　猪鼻　恵子	
相談･苦情解決責任者	所　長　相田　志津子	
連　　絡　　先	電　話・FAX　　０４－２９５４－２３００ メールアドレス　　sins-cc@city.sayama.saitama.jp	
第　三　者　委　員	小山　みずえ	武蔵野短期大学　教授 電話　０４－２９５４―６１３１
	松川　和　俊	民生委員　児童福祉部会長 電話　０４―２９５３―１１１１
	島田　みすず	埼玉県所沢児童相談所　担当課長 電話　０４―２９９２―４１５２

※保育所以外に市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

１４　給食等について

＜給食の提供について＞

・給食は各施設内で調理を行っています。
・公立保育所統一の献立で、給食の提供を行っています。
・毎月「献立表」をホイクト（保護者サイト）にて配信します。
・月に１回、行事食があります。
・毎日給食とおやつがあります。０歳～２歳児クラスは、午前のおやつがあります。
・０歳児は月齢にあった離乳食を提供しています。
・当日の献立は、３歳児の量をサンプルケースに展示します。
・食育活動として、農業体験・クッキング保育・年齢に合わせた食事指導等を行っています。
・保育所の給食で使用している食品は添加物の少ないものを選び、安全に心がけています。味覚形成の点からも素材の味を生かした薄味を基本とし、心のこもった食事を作っています。
・乳幼児期は心身共に成長の著しい時期です。給食はあくまでも１日３食のうちの１食です。家庭で朝食、夕食は必ず食べさせましょう。特に朝食は大切です。身体や脳が活動しやすいようにし、集中力を高めて、楽しく過ごせるよう、しっかり食べさせましょう。

＜アレルギー対応等について＞

厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、「狭山市公立保育所食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

■食物アレルギー等個別対応食実施について

・食物アレルギーなどの疾患があり、給食に配慮が必要な場合は、主治医により「生活管理指導表」（保育所に用紙があります）を記入してもらい、保育所に提出してください。医師の指示のもと、可能な範囲で対応します。

・個別対応食の開始にあたっては、事前に面談を行います。
・家庭での食事管理と、保育所との連携・連絡をお願いします。
・宗教などで除去が必要な場合は、保育所にご相談ください。

■食べたことのない食品が多い場合の注意
・食べたことのない食品が多いお子さんについては、給食で初めて食べた食品でアレルギー症状が出る場合があります。毎月の献立表を確認し、食べたことのない食材があれば事前に家庭で食べ、アレルギー反応が起こる心配がないことをご確認ください。

１５　健康管理について

＜健康診断＞

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて実施しています。　※毎月、身体測定があります

健　康　診　断	全園児　２回/年
歯　科　検　診	全園児　１回/年

・嘱託医　　以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	遠藤医院
所　　在　　地	埼玉県狭山市狭山２１番４４号
電　　話	０４－２９５２－２２９６

・嘱託歯科医　以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	柏原歯科医院
所　　在　　地	埼玉県狭山市広瀬東１丁目４－３４
電　　話	０４－２９５３－８０９８

＜病気・怪我について＞

・健康面で気になることがある場合はお知らせください。
・登所前に微熱・嘔吐・下痢などの異常がある場合は、自宅で静養し様子を見てください。症状によっては早めの受診をしましょう。（保育所には休みの連絡をしてください）
・保育所において熱が高くなったり、嘔吐・下痢が続いたり、熱がなくても食欲、機嫌などの状態が悪い場合には連絡してお知らせいたします。また、お迎えをお願いすることもありますので、当日の連絡先を明確にしておいてください。
・解熱後２４時間が経過するまで、また下痢は普通便が確認されるまで、登所を控え家庭で様子をみてください。
・薬を飲むような状態の時は自宅で静養し、回復したら登所してください。<u>薬は基本、お預かりできません。</u>気管拡張テープ（ホクナリンテープやツロブテロールテープ）や虫よけ・かゆみ止めテープ等も医薬品の扱いになるので、貼付したままの登所は控えてください。登所後にテープの貼付を確認した場合には保護者に連絡することもあります。
・保育所にて怪我をし、受診の必要があると判断した場合は、保護者に連絡しますので、原則として保護者がお子さんの受診をしていただきますようお願いします。

１６　感染症対策について

・感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。
・感染症にかかった疑いのある時には早めに受診し、診断結果を保育所にお知らせください。また、ご家族の感染症についてもお知らせください。
・伝染性の病気にかかった後の登所については、「乳幼児がかかりやすい病気」を参考にし、医師の許可が出てから、「登所確認書」を保護者が記入して必ず提出してください。

１７　業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い、年２回、自己評価を実施 公表方法：保育所内掲示
保護者アンケート	実施方法：年度末に１回保護者対象にアンケートを実施 公表方法：保育所内掲示・配信

１８　虐待防止対策について

※職員に対し以下のことを行っています。
・職員に対し、セルフチェックシート等の活用と面談を実施
・虐待防止の研修等参加
・虐待防止対策マニュアルの作成
※以下のような場合には、市の関係部署や、児童相談所に連絡しなければならないルールになっています。あらかじめご了承ください。
・登所したお子さまに火傷や不自然な傷等がみられる場合
・原因のはっきりしない怪我や、治療をしていない傷がある場合
・保護者がお子さまの健康・安全への配慮、衣食住の世話など必要な養育を行っていると確認ができない場合
・不適応な行動があると認められた場合

１９　重要事項説明書について

・重要事項説明書の内容に変更があった際は、ホイクト、掲示板等でお知らせしますので確認してください。
・重要事項説明書の同意書は毎年提出してください。

乳幼児がかかりやすい病気

病名	感染しやすい期間	症状	登所のめやす	
麻疹 (はしか)	発症１日前から 発疹出現４日後まで	発熱とともに咳・くしゃみ・鼻水・目やに・結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると口の中に白い斑点が見られる。その後、発疹が出現する。	解熱した後、３日を経過するまで	確認書
インフルエンザ	発症２４時間前から 後３日間が最も感染力が強い	突然の高熱・倦怠感・食欲不振・関節痛・筋肉痛等の全身症状やのどの痛み、鼻水・咳等の気道症状を伴う。	発熱した日を０日目とし、翌日から５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで	確認書
新型コロナ ウイルス感染症	発症前２日～発症後５日	無症状のまま経過することもあるが、有症状では発熱・呼吸器症状・頭痛・倦怠感・消化器症状・鼻水・味覚異常等の症状が見られる。	発症した後、５日を経過し、かつ、症状が軽快した後 １ 日を経過するまで	確認書
風疹 （３日はしか）	発疹出現前７日から 後７日間くらい	赤い発疹が顔や頸部に現れて全身へと拡大し、約３日間で消え、色素沈着も残さない。 発熱やリンパ節腫脹を伴うことが多く、悪寒・倦怠感・目の充血等の症状が出現することもある。	発疹が消失するまで	確認書
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現前1～２日から かさぶた形成まで	水をもった赤い発疹が口の中から陰部、頭皮まで全身に出る。発疹は、かゆみが強く、短時間で水疱になり、その後かさぶたになる。	すべての発疹がかさぶたになるまで	確認書
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症３日前から耳下腺 腫脹後４日まで	発熱と耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹に伴う痛み。	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	確認書
結核	喀痰検査が陽性の間	慢性的な発熱・咳・疲れやすさ・食欲不振・顔色の悪さ等。 乳幼児では、重症結核の粟粒結核・結核性髄膜炎になる可能性がある。 ・粟粒結核（ぞくりゅうけっかく） 発熱・咳・呼吸困難・チアノーゼ等 ・結核性髄膜炎 高熱・頭痛・嘔吐・意識障害・けいれん等	医師により感染のおそれがなくなったと認められるまで （目安として3日連続で喀痰の塗抹検査が陰性となるまで）	確認書
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	高熱が出る。のどの痛み・結膜の充血・目やに	発熱・充血等の主な症状が消失した後２日を経過すること	確認書
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜の充血・まぶたの腫れ・流涙・目やに・耳前リンパ節の腫脹。角膜に傷が残ると、後遺症として視力障害を残す可能性がある。	医師において感染のおそれがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）	確認書
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	熱はほとんどなく、夜間に咳が悪化するのが特徴である。 咳が出始めると連続して出る。 コンコンと咳込んだ後、ヒューと笛を吹くような音を立てて息を吸う。乳児では特徴的な咳はなく、無呼吸になることがある。	特有な咳が消失するまで、又は ５日間の適正な抗菌剤による治療を終了するまで	確認書

病名	感染しやすい期間	症状	登所のめやす	
腸管出血性 大腸菌感染症 （O157・O26・ O111等）	便中に菌が排泄されている間	下腹部にかけての激しい腹痛や水様の下痢・血便。発熱は一過性。	医師において感染のおそれがないと認められ、全身状態が良好であること ただし、5歳未満の子どもは2回以上連続で便から菌が検出されないこと	確認書
帯状疱疹	水疱を形成している間	神経の流れに沿って、痛みが生じた数日後に痛みの部位に、帯状に発疹や水ぶくれが出現する。	すべての発疹がかさぶたになるまで	確認書
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	発熱・咽頭痛・舌がいちご状に赤く腫れる・全身に鮮紅色の発疹が出る（かゆみを伴うこともある）。投薬治療が不十分な場合には、発症後数週間してリウマチ熱や腎炎等を合併することがある。	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること ※症状が治まっていても医師の指示通り、処方された薬は最後まで飲みきること	確認書
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	咳・発熱・頭痛等の症状がゆっくり進行する。特に咳は徐々に激しくなり、解熱後3～4週間続く。	発熱や激しい咳が治まっていること	確認書
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	手や足・口の中・ひざ・ひじ・尻などに水疱ができる。口内炎がひどくて食事がとれないことがある。	発熱がなく（解熱後１日以上経過し）、普段の食事がとれること ※口内炎がひどく食事がとれない・発疹がひどい・水疱がつぶれてジクジクしている状態の症状がないこと	確認書
伝染性紅斑 （りんご病）	発疹出現前の1週間	感染後、発熱・倦怠感・頭痛・筋肉痛等の症状がみられる。その後、頬に赤い発疹が現れ、上腕と大腿部に網目状・レース状の発疹が広がる。	全身状態が良いこと	確認書
感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・ アデノ等）	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	主に嘔吐や下痢・腹痛。発熱することもある。 〈代表的なウイルスとその症状〉 ・ノロウイルス 吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・発熱（軽度）。 脱水症状を合併することがある。 ・ロタウイルス 発熱・嘔吐・下痢（白色の水様便）・腹痛。 脱水がひどくなる、けいれんがみられる等により入院を要することがある。 ・アデノウイルス 嘔吐・下痢・発熱・腹痛	嘔吐・下痢などの症状が治まり （1日以上経過し）普段の食事がとれること	確認書
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	突然の発熱・咽頭痛。咽頭に赤い発疹がみられ、水疱となり間もなく潰瘍となる。	発熱がなく(解熱後1日以上経過)、普段の食事がとれること	確認書

ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	発熱・鼻水・咳・喘鳴。 重症化すると、気管支炎や肺炎となり呼吸困難に陥る。	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと	確認書
突発性発疹	発熱中は感染力がある	突然高熱が３～４日続き、解熱とともに細かい発疹が出て数日で消える。軟便になることがある。	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと	確認書
伝染性膿痂疹（とびひ）	浸出液が出ている間	虫ささされ・湿疹等を掻きこわして細菌感染が起き、水疱・びらん・かさぶたが、鼻周囲・体幹・四肢等の全身に見られる。	湿潤部位がおおえる程度のものであること	確認
伝染性軟属腫（水いぼ）	いぼより浸出液が出ている間	軽度のかゆみを伴う小さないぼ。いぼの内容物が感染源となる。皮膚の接触やタオル等を介して感染する。	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること ※水いぼができたら衣類や絆創膏等で覆う	確認
アタマジラミ	シラミが付着している間	接触により感染し、毎日の吸血によって3～4週間後に頭髪部にかゆみを訴える。	駆除を開始していること	確認

※『確認書』が必要な場合：医師の診断を受けて登所できる状態になりましたら、**『登所確認書』に保護者が記入をして**提出してください。**（用紙は保育所にあります）**

※『確認』が必要な場合：医師の診断を受けて登所できる状態になりましたら、保育所に伝えてください。

『登所確認書』見本

登 所 確 認 書 （保護者記入）

保育所長

狭山市立　〇〇　保育所

＿＿＿＿＿＿組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので、
登所いたします。

令和　　年　　月　　日

保護者名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

《 入 所 後 の お 願 い 》

保育所は、保護者が就労や疾病などで家庭において保育することができない就学前の児童を家庭の保護者に代わって保育する施設です。
入所した後に保育所において保育が必要である状態が解消されたときは、保育所を退所しなければなりません。

次にあげる状況にあてはまる場合は、所定の手続きをしてください。

世帯状況に変更があった場合

住所・氏名・世帯構成・連絡先・就労状況・税額などが変わった場合は、速やかに保育所と保育幼稚園課へご連絡ください。

保護者が退職する場合

★再就職を希望する場合

退職後、速やかに保育幼稚園課へ「確約書」を提出してください。
退職後３か月以内に「就労証明書【Ⓐ】」を提出していただいた場合は、通所の継続ができます。
もし、退職後３か月以内に「就労証明書【Ⓐ】」の提出ができない場合は、通所の継続ができません。「保育施設退所届」を提出してください。

★再就職を希望しない場合

退職する月の月末で退所となりますので、「保育施設退所届」を提出してください。

退所を希望する場合

・退所の場合は、「保育施設退所届」を**退所する月の１０日まで**に提出してください。
・月末までに「保育施設退所届」が提出されない場合は、保育所に通っていなくても、翌月分の保育料が発生いたしますので、ご注意ください。
・退所した日付に応じて、保育料は日割り計算いたします。

市外に転出される方で、継続通所を希望する場合

・在籍している狭山市の保育所にそのまま通う場合でも、保育の実施が狭山市ではなくなるため、**転出する月の１０日まで**に「保育施設退所届」を提出してください。
・転出先の市区町村に転入手続きを行った際、必ず保育施設の継続通所の申し込みをしてください。申し込みを行わなかった場合や転出先の市区町村が「日中、児童の保育が必要である」基準を満たさないと判断があった場合、継続通所ができなくなります。
・**狭山市内に勤務地がない場合は、翌年度以降狭山市内の保育施設の継続はできません**のでご了承ください。
なお、転出後の保育料については、転出先の市区町村で定めた保育料になります。

次年度の保育の継続手続きについて

次年度の保育の継続を希望する場合は、毎年１０～１１月頃に継続の意思と保育の必要性を確認するための書類（教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等入所申込書【①】・就労証明書【Ⓐ】等）を提出していただきます。
期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の継続の意思がないものとし、退所となりますので、必ず提出してください。
※継続を希望しない場合は、「保育施設退所届」を提出してください。

出産をする場合

出産に伴い仕事を休職する期間も、在籍児童（兄姉）の保育を希望する場合は、下記の書類を提出する必要があります。

		提　出　書　類	提 出 期 限
産休のみで復職する方		・復職証明書	復職後 速やかに
産休前に休職または 退職する方		・医師の診断書等	休職または 退職後速やかに
産休後、 育児休業を 取得する方	育休制度 あり	・育児休業取得による継続入所承認申請書	出　産　日 ～ 産休終了前
	育休制度 なし	・育児休業取得による継続入所承認申請書 ・再雇用証明書	
	全　員	・復職証明書	復職後 速やかに
出産に伴い 退職する方	出産後、 就労予定あり	・確約書	産休終了前
	出産後、 就労予定なし	・保育施設退所届 ※産休が終了する月の月末で退所となります。	産休が終了する 月の１０日

※産休は労働基準法により原則として「出産前６週（多児妊娠の場合は１４週）～出産後８週」となっています。「産休終了」とは、出産後８週目にあたる月の末日です。

育児休業を取得する場合

・狭山市の認める育児休業による継続入所承認期間は、**出生児が１歳に達する日のある月末まで**です。

※ただし、出生児の入所申請を育児休業期間中に行った結果、入所ができなかった場合は、当該年度末まで延長が可能です。また、育児休業中は保育短時間の認定となります。

・**出生児が１歳に達する日のある年度末を越えて**育児休業を取得する場合は、当該年度末で保育の実施を解除します。

・復職後速やかに、「復職証明書」を提出してください。

《　保育料・給食費等について　》

保育料（利用者負担）		保護者が居住する市町村が定める保育料
給食費	主　食　費	月額　　９００円
	副　食　費	月額　４，５００円
その他諸費		災害共済給付金・教材費・遠足バス代等

※０歳～２歳児の給食費は保育料の中に含まれていますので、集金はありません。
※その他諸費と時間外料金（１７・１８ページ参照）等は、月初めに保育所にて集金します。
（諸費集金日は園だよりでお知らせします）

- **おつりの無いようにし、朝 保育士に手渡し**してください。
- 原則的に夕方・土曜日はお預かりできません。
- 子どもに持たせたり、子どものカバンの中に入れたままにしたりしないでください。

※ひと月欠席や月途中退所の給食費について
その月の前月１０日（１０日が休所日の場合は翌日）までに保育所へ申し出ていただいた場合に限り、1 日から月末までのひと月欠席の際には、給食費の徴収はいたしません。また、月途中の退所の場合は日割り計算します。

《　保育料・給食費の納期限について　》

- ０歳～２歳児の保育料及び３歳～５歳児の給食費の納期限は次のとおりです。口座振替により納入していただきますので、残高不足にならないよう預貯金口座の確認をお願いします。

月	納期限	月	納期限
4月	令和8年　4月30日	１０月	令和8年１１月　２日
5月	令和8年　6月　1日	１１月	令和8年１１月３０日
6月	令和8年　6月30日	１２月	令和8年１２月２５日
7月	令和8年　7月31日	1月	令和9年　2月　1日
8月	令和8年　8月31日	2月	令和9年　3月　1日
9月	令和8年　9月30日	3月	令和9年　3月31日

- 正当な理由なく保育料の未納が続いたときは、法令に基づき、差押えなどの滞納処分を行う場合があります。
- 保育料は、４～８月分は前年度の市区町村民税課税額、９月～翌年３月分は当該年度の市区町村民税課税額に応じて階層別に決まります。

《　写真販売について　》

- 写真はネット販売となっております。（詳しくは別紙参照）

保育標準時間の時間外保育の利用について

〔事　業　内　容〕

保育標準時間認定の保育時間は、午前７時３０分から午後６時３０分までです。
保育標準時間の１１時間を超える場合は時間外保育を利用することができます。

保育標準時間の時間外保育の時間　【保育所開所日の月曜日～金曜日】
※午前７時００分から７時２９分まで、午後６時３１分から７時００分まで
※午後７時００分を過ぎることが見込まれる場合は、家族や他のサービスの利用等の手配をし、時間厳守でお願いします。

〔期間〕

時間外保育の利用期間は、４月１日より翌年３月末とし、年度ごとに申込書を提出していただきます。ただし、年度途中から利用する方の期間は、開始月より年度末（３月末）までとします。

〔対　象　児　童〕

保護者の就労形態、通勤時間、残業などの事情により保育時間の延長を必要とする児童とします。（希望者は、事前に保育所と調整してください。）

〔利　用　料　金〕

① 時間外保育利用料は下記に定める月額料金です。なお、この利用料の日割計算はいたしません。
・午前７時００分から午前７時２９分までの利用　　月額　２，０００円
・午後６時３１分から午後７時００分までの利用　　月額　２，０００円

②利用料は、翌月の決められた日までに保育所に納入してください。
③当月に利用がない場合は、利用料の集金はありません。

〔利用の手続き〕

①時間外保育の利用は、利用を必要とする具体的な理由を『時間外保育事業利用申込書』に記入して保育所へ提出をし、時間外保育の利用について決定を受けなければなりません。
②時間外保育の利用を希望する方は、利用を開始する前月の１５日までに、保育所（入所予定の保育所も含む）に『時間外保育事業利用申込書』を提出してください。
③時間外保育を辞退する場合は、『時間外保育事業利用辞退届』を提出してください。辞退届を提出した日の次の月から解除となります。（辞退届を提出した月は、１回の利用でも月額料金をお支払いいただくことになりますので、辞退を希望する月の前月末日までに速やかに保育所へ提出してください。）

〔時間外保育の日額利用〕

急な残業、疾病、罹災、交通事情による遅れなどの事情や繁忙期のみ利用したい場合は、日額の時間外保育を利用することができます。利用した際は「時間外保育事業（日額）利用許可申請書」を提出してください。利用料金は日額利用とし１回２００円（３０分）です。ただし、各月２回までを限度とし３回以上利用した場合は、月額時間外保育利用料（２，０００円）をお支払いいただきます。
※日額の時間外保育を利用する場合には、必ず事前に連絡を入れてください。

保育短時間の時間外保育の利用について

〔事　業　内　容〕

保育短時間認定の保育時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までです。
保育短時間の８時間を超える場合は、時間外保育を利用することができます。

保育短時間の時間外保育の時間

【保育所開所日の月曜日～金曜日】

・午前７時００分から８時２９分まで、午後４時３１分から７時００分まで

【保育所開所日の土曜日／柏原・山王・広瀬】

・午前７時３０分から８時２９分まで

【保育所開所日の土曜日／笹井・入曽・狭山台南・新狭山】

・午前７時３０分から８時２９分まで、午後４時３１分から６時３０分まで

※開所時間を過ぎることが見込まれる場合は、家族や他のサービスの利用などの手配をし、時間厳守でお願いします。

〔対　象　児　童〕

保護者の就労形態、通勤時間、残業などの事情により保育時間の延長を必要とする児童や、疾病、罹災、交通事情による遅れなどの事情により保育時間の延長がやむを得ず必要となる児童とします。

〔利　用　料　金〕

時間外保育利用料は、１回あたりの金額です。
利用料は、翌月の決められた日までに保育所に納入してください。

＜早朝利用の場合＞

時間帯 午　前	７時００分から ７時２９分まで	７時３０分から ８時２９分まで
金　額	２００円	５０円

＜夕方利用の場合＞

時間帯 午　後	４時３１分から ５時３０分まで	５時３１分から ６時３０分まで	６時３１分から ７時００分まで
金　額	５０円	５０円	２００円

〔利 用 の 手 続 き〕

・時間外保育の利用をする場合には、必ず事前に連絡を入れて利用時間を伝えてください。
・利用した際は「時間外保育事業（日額）利用許可申請書」を提出してください。
・就労時間の変更などの理由で、保育短時間から保育標準時間に支給認定の変更が必要な場合は、保育幼稚園課に変更の手続きをしてください。手続き終了後の翌月から変更となります。当月は変更の対象になりませんので、翌月の変更が予想される場合は、前月に手続きをしてください。

〔月極利用について〕

・短時間保育でも月極での時間外保育の利用が可能です。
・利用の手続きは保育標準時間の①②と同様です。
・利用料金は上記の表のとおりです。

保育所での生活について

■毎日の習慣について

・早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつけましょう。
・みんなで、挨拶を交し合いましょう。
・帽子等、忘れ物をしないよう準備をしっかりしましょう。
・毎朝、検温をしましょう。

■登所・降所について

・登所時間は午前**9時00分まで**です。
・欠席の連絡は当日の午前９時００分までにホイクトに入力してください。
登所が遅れる場合は午前９時００分までに電話をしてください。
・ピットタッチ後と午前９時００分以降はホイクト入力ができません。
午前９時００分までに連絡事項等の入力をお願いいたします。
・登所・降所の際は、保護者の方が登降所システムへカードをタッチしてください。お子さんには、カードの扱いはさせないでください。（カードは卒園、退所の際には返却していただきます。大切に扱いましょう。）
・子どもの安全を考え、送迎者は成人（１８歳以上）とします。
・お子さん自身が自転車を運転することや乗用玩具またはその類を使用しての登所・降所はしないでください。
・お迎えの人や時間に変更があった場合は、予定していた方が必ず連絡を入れてください。
連絡がない場合は、お渡しできないこともあります。
・門の鍵３か所と扉の開閉は、子どもにはさせずに、保護者の方が行ってください。
・門を出る時や歩道を歩く時は、子どもが道路に飛び出さないように、必ず手をつなぎましょう。
・各部屋の出入口のドアの開閉は、必ず大人が行いましょう。
・土曜日保育を利用される方は、事前申請が必要です。人数把握のため毎週木曜日の朝までに、事務所にある「土曜日保育申込書」に記入してください。

■送迎について

・送迎時、自動車は保護者駐車場に、自転車は自転車置き場に並べて停めましょう。
・車上荒らしに遭わないよう、貴重品は車内やカゴの中に置かず持ち歩くようにしましょう。
・自動車の往来に気を付けて、お子さんとしっかり手をつないで道路の右側を歩きましょう。
・自転車に乗る時はヘルメットの着用をしましょう。『自転車保険の加入』も義務化されています。自動車を利用する方は、『チャイルドシート』が義務化されています。子どもを事故から守るためにも必ず着用しましょう。バイクの二人乗りは安全上ご遠慮ください。
・駐車する際は、エンジンを切りましょう。
・子どもを乗せたまま、自動車や自転車から離れないでください。
・周辺道路は徐行運転で、駐車場への出入りは、保護者会のルールに従い走行してください。
・保育所の周囲には、スクールゾーンに指定されている区域があります（午前７時３０分～８時３０分）自動車で送迎される方は『通行許可証』が必要になります。
申請用紙は事務所に用意してあります。（各自で警察署に申請をしてください。）

■保育所と家庭との連絡について

・ホイクトにて配信される「じゃん けん ぽん」「給食献立表」「給食だより」「ほけんだより」「クラスだより」等は、必ず確認してください。データで保存することをお勧めします。
・ピットタッチ周辺の掲示物及び、お子さまのカバンの中身を毎日確認しましょう。
・提出を要するものは、期限を守って忘れずに提出してください。

■安全衛生について

・登所したら、感染予防のため、親子で手洗いや消毒をしてください。
・集団生活です。清潔面には気をつけて過ごしましょう。
・爪は切りましょう。髪の毛は清潔にし、長い髪は結びましょう。

食事用エプロン・コップ・コップ袋・手拭きタオル・ハンカチ　…毎日洗いましょう
クラス帽子・コットカバー・綿毛布（毛布カバー）
タオルケット・靴・上履き・上履き袋・ジャンバー　…毎週、洗濯しましょう

■衣類について

・衣類は不足のないように、汚れものを持ち帰ったら翌日必ず補充してください。
・洗い替えを用意しましょう。（エプロン・手拭きタオル等も）
・０歳～１歳児はおむつ交換時に汚れやすいので、ロンパース以外の肌着・ズボンを用意しましょう。
・季節に応じたサイズに合った衣類で、活動しやすく、脱ぎ着しやすく汚れてもよい服を用意しましょう。
・フード付きの服は遊具などに引っ掛かりやすく危険です。フードの付いていないものをお願いします。
・保育所の衣類を借りた時は、洗濯して返してください。パンツ等は衛生面を考慮し、未使用のものを渡しますので、同サイズの新品を返却してください。
・衣類や寝具はできるだけアクリル素材を避けてください。（アレルギー物質を吸着しやすい為）
・使用済みおむつは保育所にて処分します。

■カメラ・携帯電話での撮影について

・園内での撮影はご遠慮ください。
・保護者参加行事では撮影できますが、家族以外の画像の取り扱いには、十分気を付けてください。
・SNS 等への投稿はご遠慮ください。

■行事について

・狭山市役所広報課、ホームページ、各テレビ、新聞社等の報道機関から一年を通して行事の取材を受けることがあります。子どもの顔を載せることに対して不安な方は、お声がけください。
・行事参加や面会交流については、市(保育所)は介入いたしませんので、父母間で協議してください。

入所(進級)時にそろえていただくもの

		０歳児 ひよこ組	１歳児 ことり組	２歳児 り　す組	３歳児 うさぎ組	４歳児 きりん組	５歳児 ぞ　う組
★	クラス帽子	水色	黄緑色	桃色	橙色	赤色	黄色
	食事用エプロン	１日３枚					
	手拭きタオル	１日１枚	１日２枚				
	ハンカチ					後半頃より	○
	コップ・コップ袋			後半頃より	○	○	○
	ランチョンマット						後半頃より
	上履き・上履き袋			後半頃より	○	○	○
	通園カバンまたはリュック				○	○	○
	布製手提げ袋	○	○	○	○	○	○
	汚れ物袋（エコバック等）	○	○	○	○	○	○
★	おたより帳・シール						○
☆	クレヨン（12 色）				○	○	○
☆	自由画帳（B4 リング式）				○	○	○
	洗える布団・コットカバー	○	○	○	○	○	○
	綿毛布または毛布＋毛布カバー	○	○	○	○	○	○
	タオルケット	○	○	○	○	○	○
	カバー持ち帰り用エコバック				○	○	○
	紙オムツ・紙パンツ	個々に合わせ５～７枚程度					
衣	おしり拭き	使い捨てウェットタイプ　１袋			おしりふき用タオル		
類	パンツ				３枚程度	２枚程度	
箱	シャツ（肌着）	３枚程度　半袖またはランニング				２枚程度（半袖/ランニング）	
の	ズボン	３枚程度				２枚程度	
中	Ｔシャツ・ポロシャツ	３枚程度				２枚程度	
身	ベスト	1～2 枚程度（綿素材が扱いやすく、衣類調節に適しています）					
	くつ下	３組程度				２組程度	

★印の物は、保育所で注文します。
☆印の物は、保育所でも注文できますが、ご家庭で用意していただいてもかまいません。

＊全ての持ち物に、大きく名前を書いてください。
＊落とし物については、一定期間を過ぎたら処分させていただきます。

【作り方】～見本があります。よくご覧ください。～

※詳細が不明な場合は購入前に気軽にご相談ください。

【エプロン】
浴用タオル（約７５cm 大で薄手のもの）
を半分に折ってゴムを通して縫う
（お子さんの首に合わせて）
ゴムは平ゴム（６㎜幅）

【コップ袋】
コップの大きさに
合わせた
巾着タイプ

【上履き袋】

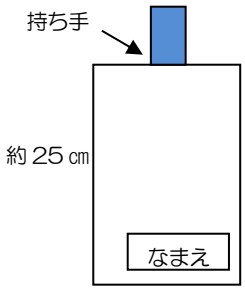

【手拭き用掛けタオル】
ハンドタオル（約３０cm 大）
掛けられるように
ヒモを縫いつける

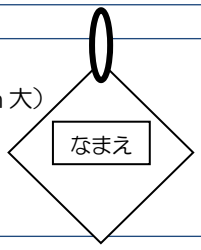

【ランチョンマット】
サイズは目安です

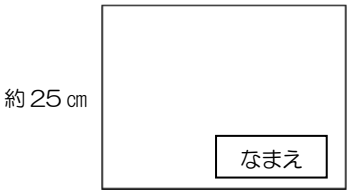

【布製手さげ袋】

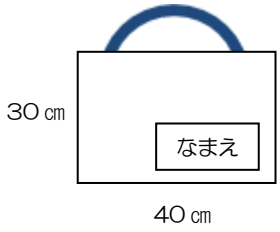

【洗える布団・コットカバー】

キルティング地や
タオル地の四隅を折り、
縫う。
縫ったところに
平ゴムを通す

量販店、通販等
市販品でも購入可能

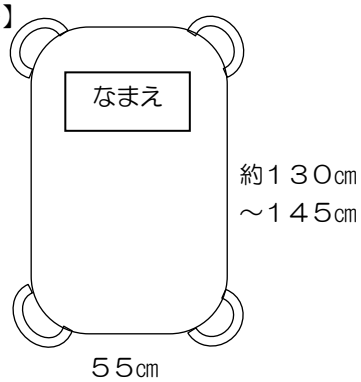

【タオルケット】
<u>大人用の</u>
<u>シングルサイズの</u>
<u>タオルケットを</u>
<u>半分に折って</u>
<u>縫う</u>
名前は上部に
縫いつける

【毛布】
・綿毛布→カバーを付けなくてもかまいません。その場合は毎週毛布の洗濯をお願いします

・アクリル毛布→名前を縫い付けた、カバーを付けてください

【毛布カバー】
毛布に合った
大きさ
名前は上部に
縫いつける

四隅がしっかりと
毛布に結べるとよい

【汚れ物入】
エコバック
（約４０㎝×４０㎝）

【コットカバー持ち帰り用
エコバック】
約４０㎝×５０㎝
＊コットカバー、毛布、
タオルケットがすべて
入るサイズ

★コットカバー・毛布・毛布カバー・タオルケットは、白い布（１０㎝×３０㎝）に、
大きく名前を書いて縫い付けてください。（アイロンネームは取れやすいので適していません）

★全ての持ち物に、大きく記名をお願いします。

■入所・進級時にお預かりする物

全員の方が提出する書類

◆児童台帳　◆予防接種表　◆防災カード　◆緊急連絡票
◆重要事項同意書　◆スポーツ振興センター申込書

必要な方のみ提出する書類

◆早朝残留保育利用確認書　◆時間外保育事業利用許可申込書　◆土曜日保育申請書
◆生活管理指導表（食物アレルギーに関する用紙）

その他

◆ティッシュペーパー … ひよこ・ことり・りす組　４箱（４・１０月/２箱ずつ）
うさぎ・きりん・ぞう組　３箱（４月/２箱・１０月/１箱）
◆ウェットティッシュ 約６０枚入り … ひよこ・ことり組　１８パック（４・７・１０月/６パックずつ）
（ノンアルコール 無香料 ケースなし）　りす組　６パック（４・７月/３パックずつ）
◆ビニール袋（２５×３５㎝）１００枚入り … ひよこ組・ことり組・りす組　１箱（４月のみ）
◆４５ℓ　ビニール袋（２０枚入り）… ひよこ組・ことり組・りす組　１袋（４月のみ）
◆未使用の白のフェイスタオル … ご協力いただける方

■保育所に慣れるための保育時間予定表

	ひよこ・ことり組	り　す組	うさぎ組	きりん・ぞ う組
１日目	８：45～10：00 （　おやつ　）	８：45～10：30 （　おやつ　）	８：45～11：00 （　遊び　）	８：45～12：00 （　給食　）
２日目	８：45～10：30 （　おやつ　）	８：45～10：30 （　おやつ　）	８：45～12：00 （　給食　）	８：45～15：30 （　午後おやつ　）
３日目	８：45～11：00 （　給食　）	８：45～11：30 （　給食　）	８：45～14：30 （　午睡　）	８：45～16：00 （　午後おやつ　）
４日目	８：45～11：30 （　給食　）	８：45～14：30 （　午睡　）	８：45～15：30 （　午後おやつ　）	平常保育
５日目	８：45～14：30 （　午睡　）	８：45～15：30 （　午後おやつ　）	８：45～16：00 （　午後おやつ　）	
６日目	８：45～15：30 （　午後おやつ　）	８：45～16：00 （　午後おやつ　）	平常保育	
７日目	８：45～16：00 （　午後おやつ　）	平常保育		

※上記の表は【目安】です。保育所の生活に無理なく慣れるように、お子さんの状態や家庭、就労の状況に合わせ、保護者の方と担任が連絡を取り合い進めていきます。
※慣らし保育中に、家庭訪問を予定しています。

〒350-1302
狭山市東三ツ木300番地1
TEL04-2954-2300
狭 山 市 立 新 狭 山 保 育 所